

電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可に係る審査基準については、送配電等業務指針が、以下のとおり定められ、かつ、その内容が同条第2項各号に適合することとする。

1. 第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

(1) 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨

- ① 需要の見通し(節電、デマンドリスポンスの見通しを含む。)
- ② 電源開発計画
- ③ 流通設備の更新計画
- ④ 系統アクセス業務の状況
- ⑤ 地内送電線における発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の連系制約が発生している地域の状況
- ⑥ 地域間連系線の運用容量に制約を与えている地内送電線の状況

(2) 一般送配電事業者は、電気の安定供給の確保の観点から、推進機関に対して、広域系統整備計画策定の手続(以下「計画策定プロセス」という。)の開始を提起でき、また提起後に受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、提起の取り下げ等の行為を行うことができることとする旨

(3) 電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、推進機関に対して、広域連系系統を増強するよう申し出ることができることとする旨

(4) 広域連系系統に係る建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)及びこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)の募集についての応募意思を有する応募資格者は、応募意思を表明する文書を書面又は電磁的方法で提出する旨

(5) 実施案の募集への応募資格を満たす有資格事業者は、実施案の作成のために必要がある場合は、推進機関に対し、次に掲げる情報の提供を求めることができる旨

- ① 送電系統図(送電線経過図、給電系統図等)
- ② 既設電気所の概要(単線結線図、機器配置平面図等)
- ③ 設備の諸データ(電圧、設備容量、運用容量、インピーダンス等)
- ④ 予想潮流図

- ⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
- ⑥ 推進機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ
- ⑦ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報
- (6) 有資格事業者が実施案を推進機関に提出する際の内容について定める旨
- (7) 広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面又は電磁的方法により費用負担意思を回答しなければならない旨
- (8) 実施案の費用負担候補者が、費用負担割合等の案の通知内容に不服がある場合は、費用負担割合等の再検討を要請することができる旨
- (9) 広域系統整備計画の事業実施主体は、推進機関が広域系統整備交付金交付業務を行うため、第28条の48第2項第1号の電気工作物の整備又は更新に関する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨
- (10) 広域系統整備計画の事業実施主体は、系統設置交付金の算定に資するため再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第28条第3項の系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨
- (11) (1) から (10) までのほか、総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）を踏まえ、第28条の45第1号に規定する事項について指針とすべき事項

2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

- (1) 一般送配電事業者が、発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに当たると標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他の系統アクセスに係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法

(※)

事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではない。）

接続検討：系統アクセスの可否に係る検討

契約申込み：系統アクセスの申込み

- (2) 一般送配電事業者は、系統アクセスに係る情報の提示、事前相談、接続検討、契約申込み等を受け付ける窓口を各社ホームページにおいて明示的に示さなければならない旨
- (3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応ずる

とともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

- ① 「系統情報の公表の考え方」（2015 資電部第 17 号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づき、系統情報の提示を行う。
 - ② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電希望地点及び放電希望地点、これらの希望地点の発電等用電気工作物を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置並びに当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明を行う。
 - ③ 系統連系希望者が求める系統情報の提示の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対し、その理由及び閲覧可能な情報を提示する。
- (4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨
 - ② 当該案件が、一定規模（「電気事業法第 28 条の 15 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添 3）の 2.（11）⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに（5）、（6）及び（8）において同じ。）以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨
 - ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨
 - ④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨
- (5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨
 - ② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、接続検討を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨
 - ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨

ならない旨

- ④ 系統連系希望者が希望した受電電力に対する連系ができなかった場合や、運用上の制約が生ずる場合にあっては、上記③の事項に加え、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合には、一般送配電事業者が、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の系統連系希望者による増強を実現する手法があることについて回答書において明示しなければならない旨
 - ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨
- (6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込みに係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、契約申込みを受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨
 - ② 当該案件が、一定規模以上の発電等電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、契約申込みを受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨
 - ③ 接続検討結果に基づき、系統連系工事設計を行い、契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて回答しなければならない旨
 - ④ 上記③の回答が、接続検討結果と異なる場合には、その旨及び異なることとなった理由を、系統連系希望者に対して、説明しなければならない旨
 - ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨
- (7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費負担金概算の算定に当たっては、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015資電部第16号)に基づき、検討を行う

旨

- (8) 一定規模以上の系統アクセスに係る接続検討を希望する者(旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者を除く。)は、一般送配電事業者又は推進機関に対して、接続検討の申込みを行うことができる旨及び旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者は、一定規模以上の系統アクセスに係る接続検討の申込みを希望する場合には、推進機関に対して申込みを行わなければならない旨
- (9) 一般送配電事業者は、推進機関から接続検討の依頼を受けた場合であって、推進機関が指定する期間内に回答ができない場合には、推進機関に対し、その理由を、書面又は電磁的方法にて提出しなければならない旨
- (10) 一般送配電事業者は、審議会等を踏まえ、一定の電源に係る系統アクセスの案件について、定期的に、少なくとも、事前相談、接続検討及び契約申込みに係る電圧階級別の受付日及び回答日を推進機関に提出しなければならない旨
- (11) 一般送配電事業者は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨及びその標準処理期間を定める旨
 - ① 募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法
 - ② 応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、2.(5)に準じて回答を行う方法
- (12) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電等用電気工作物の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届ける旨
- (13) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(16資電部第114号)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電等用電気工作物及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨
- (14) 一般送配電事業者は、電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が一定規模以上減少する場合の取扱いについて定める旨
- (15) 一般送配電事業者が、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(11)⑦ヌの通知又は依頼を受けた場合に行う連系予約(送電系統へ発電等用電気工作物が連系等されたものとして取扱うことをいう。)及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続
- (16) 「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)⑦ヲの提起を流通設備の混雑緩和を希望する者から受けた一般送配電事業者及び配電事業者は、以下の方法により、手続を行わなければならない旨及び標準処理期間を定める旨

- ① 募集の対象となる送電系統について、他の混雑緩和を希望する者を募集する場合にあっては、公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法
 - ② 混雑緩和のための設備増強計画について、2.(5)に準じて回答を行う方法
- (17)(1)から(16)までのほか、審議会等を踏まえ、第28条の45第2号に規定する事項について指針とすべき事項
3. 広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号。以下「省令」という。）第13条第1号に掲げる事項として、上記1.に準じた内容が記載されていること
 4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2.に準じた内容が記載されていること
 5. 省令第13条第3号に掲げる事項として、上記2.(14)に準じた内容が記載されていること
 6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること
 - (1) 需要想定に関する事項

一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、少なくとも次に掲げる考え方及び推進機関が策定した需要想定要領に基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨

 - ① 一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を推進機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨
 - ② 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、推進機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨
 - (2) 供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項

電気供給事業者は、推進機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - (3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項
 - ① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない

旨

- ② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - ③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
- (4)(1)から(3)までのほか、審議会等を踏まえ、省令第13条第4号に規定する事項について指針とすべき事項

7. 省令第13条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 需給計画に関する事項

会員は、推進機関に提出する翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画において、合理的な予測に基づく需要想定及びこれに応ずる計画を記載しなければならない旨

(2) 一般送配電事業者及び配電事業者による調整力(「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)③に規定する調整力をいう。以下同じ。)の確保に関する事項

① 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する計画を推進機関に提出しなければならない旨

② 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨

③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、必要となる調整力を調達する場合は、公募等を行わなければならない旨

(3) 作業停止計画(流通設備又は発電等用電気工作物について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電等用電気工作物の停止に関する計画をいう。以下同じ。)の調整に関する事項

① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順

イ 電気供給事業者は、その維持及び運用する設備の作業停止計画を、一般送配電事業者に対して、提出しなければならない旨

- ロ 一般送配電事業者は、発電計画（発電及び放電に関する計画をいう。以下同じ。）に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨
- ② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りまとめられたときは、発電計画に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨
- ③ 一般送配電事業者及び配電事業者並びに当該一般送配電事業者又は当該配電事業者の電力系統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨
- (4) 地域間連系線の運用に関する事項
 - ① 運用容量の算定に係る事項
 - イ 運用容量は、地域間連系線等に通常想定し得る設備故障が発生した場合においても、システムの安定運用が可能とするために必要な容量を定めるものとする旨
 - ロ 運用容量は、原則として、30分毎の断面で定めるものとする旨
 - ハ 運用容量は、自然変動電源の接続等により電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる期間、その空容量の状況に応じて、例えば、安定度制約が生じない地域間連系線において、期間を限定して短時間に限定した熱容量を運用容量として設定するなどにより、地域間連系線利用を拡大させるものとする旨
 - ② 出力制御に制約等のある電源等の取扱いに係る事項

出力制御に制約等のある電源等は、地域間連系線の混雑の発生に伴う出力抑制の対象外とする旨
- (5) 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的な周波数の調整を行うための手順等に従い必要な措置を講じる旨
- (6) 下げ代不足の場合に関する事項
 - ① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨
 - イ 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保している火力発電設備等の出力抑制（※1）、揚水式発電機の揚水運転及び需給バランス改善用の蓄電設備の充電
 - ロ 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない火力発電設備等の出力抑制（※1、※2）、揚水式発電機の揚水運転及び需給バランス改善用の蓄電設備の充電
 - ハ 地域間連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）
 - ニ バイオマス発電設備の出力抑制（※3）

ホ 自然変動電源（太陽光発電設備・風力発電設備）の出力抑制（※４）

へ 第２８条の４４に基づく推進機関の指示

ト 長期固定電源の出力抑制

※１ 火力発電設備等には、バイオマス混焼発電（地域資源バイオマス発電設備を除く。）を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因により出力を調整できないものは対象外とする。

※２ 原則、発電事業者に差損が発生しない範囲内で発電計画の変更を指令するものとするが、必要に応じて、発電事業者に差損が発生する場合にも指令できる。

※３ バイオマス専焼の出力抑制後に地域資源バイオマス発電設備の出力抑制（出力抑制が困難なものを除く。）を行う。

※４ 再生可能エネルギー電気特措法の対象電源と再生可能エネルギー電気特措法の対象外電源は同列とする。ただし、再生可能エネルギー電気特措法の対象電源間の出力抑制の順序は、再生可能エネルギー電気特措法関連法令等に従うこととする。

② 一般送配電事業者は、想定を超える発電量及び放電量の発生により下げ代不足が発生し、電気の需給を改善する必要があると認められる場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指示の発動は、上記①の順位による。）

③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデータを推進機関に提出しなければならない旨

（７）緊急時の対応に関する事項

① 電気供給事業者は、災害等の緊急時には、推進機関と連携し、災害等への対応を行わなければならない旨

② 電気供給事業者は、平時より、業務規程に定める情報の提出、推進機関による訓練への参加その他の推進機関からの要請に応じて適切に対応しなければならない旨

（８）電力融通に関する事項

一般送配電事業者は、推進機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般送配電事業者の系統部門間の電力融通を行う場合の取引価格等をあらかじめ公表しなければならない旨

（９）災害等扶助交付金の交付申請に関する事項

一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部について、推進機関に対して、第２８条の４０第２項第１号に掲げる交付金の交付を申請できる旨

（１０）（１）から（９）までのほか、審議会等を踏まえ、電気供給事業者が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項

8. 省令第13条第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

- (1) 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、系統情報ガイドラインに関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨
- (2) 一般送配電事業者は、推進機関が、系統情報ガイドラインの内容を踏まえて系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく、推進機関に提出しなければならない旨